

## 老齢基礎年金の受給要件についてのご確認事項

お名前 \_\_\_\_\_ 様 生年月日 (〒・欄) 年 月 日

基礎年金番号 \_\_\_\_\_

老齢基礎年金を受けるには、原則、保険料を納められた期間（免除等も含む。以下同じ。）と合算対象期間の合計が  月（A）必要です。

\_\_\_\_\_ 様の場合、別添のとおり、保険料を納められた期間は  月（B）、また合算対象期間は  月（C）です。

あなた様が老齢基礎年金の受給要件を満たすためには、あと  月（A - (B + C)）必要となります。

## 【特例に該当の方のみ】

なお、（厚生年金保険・共済年金制度）の特例が適用される場合は、加入月数が  月（D）必要です。あなた様の厚生年金保険・船員保険の加入期間と共済年金の加入期間の合計は  月（E）となり、（厚生年金保険・共済年金）期間があと  月（D - E）必要となります。

(裏面へ)

**※年金を受ける要件を満たすためには・・・**

- 1 今から60歳に到達するまでの  月 の間、厚生年金保険や共済年金に加入するか、それ以外の期間については国民年金に加入して保険料を納めることで受給要件を満たします。
- 2 1によるほか、60歳以降も厚生年金保険や共済年金に加入するか国民年金に任意加入し、65歳に到達するまでに保険料をあと  月 以上納めることで受給が可能となります。
- 3 1及び2によるほか、65歳以降も厚生年金保険や共済年金に加入するか国民年金に任意加入し、70歳に到達するまでに保険料をあと  月 納めることで受給が可能となります。
- 4 あなた様の加入期間では、1～3により70歳に到達するまで保険料を納められたとしても、必要な月数に  月 不足するため、老齢年金の受給資格を満たすことができません。

**※ 他に厚生年金保険等や共済年金の加入期間、国民年金の保険料納付済期間や免除期間、合算対象期間を思い出された場合には、社会保険事務所等までお申し出下さい。**

相談日 平成 年 月 日
社会保険事務所
担当者

## 年金をお受けになっていない方！！このような期間はありませんか？

老齢基礎年金を受けるためには、原則として、保険料を納付した期間と免除された期間を合算して25年の年金加入期間が必要です。しかしながら、これまでの年金制度の変遷の中で国民年金に任意加入しなかったり、国民年金の被保険者の対象となっていなかった、ことなどにより25年を満たせない場合があります。

(注)生年月日により、25年の年金加入期間がなくても受給できることがあります。

そこで、このような方も年金を受給できるよう、年金額には反映されませんが受給資格期間としてみなすことができる期間があり、この期間を「合算対象期間」といいます。保険料を納付した期間と免除された期間に合算対象期間を加えた期間が25年以上あれば老齢基礎年金の受給要件を満たすこととなります。

主な合算対象期間は次の期間です。※は20歳以上60歳未満の期間に限ります。

### 昭和61年4月1日以後の期間

- 1 日本人であって海外に居住していた期間のうち国民年金に任意加入しなかった期間※
- 2 平成3年3月までの学生(夜間制、通信制を除く)であって国民年金に任意加入しなかった期間※
- 3 第2号被保険者としての被保険者期間のうち20歳未満の期間又は60歳以上の期間

### 昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの期間

- 4 厚生年金保険、船員保険及び共済組合の加入者の配偶者で国民年金に任意加入しなかった期間※
- 5 被用者年金制度等から支給される老齢(退職)年金受給権者とその配偶者、老齢(退職)年金の受給資格期間を満たした人とその配偶者、障害年金受給権者とその配偶者、遺族年金受給権者で国民年金に任意加入しなかった期間※
- 6 学生(夜間制、通信制を除く)であって国民年金に任意加入しなかった期間※
- 7 昭和36年4月以降の国会議員であった期間※
- 8 昭和37年12月以降の地方議員であった期間※
- 9 日本国籍を取得した方、又は、永住の許可がされた方の取得・許可前の期間であって昭和56年12月までの在日期間※
- 10 日本人であって海外に居住していた期間※
- 11 厚生年金保険・船員保険の脱退手当金を受けた期間(昭和61年4月から65歳に達する日の前月までの間に保険料納付済期間(免除期間を含む)がある人に限る)※
- 12 国民年金の任意脱退の承認を受けて、国民年金の被保険者にならなかった期間※
- 13 厚生年金保険、船員保険の被保険者及び共済組合の組合員期間のうち、20歳未満の期間又は60歳以上の期間

### 昭和36年3月31日以前の期間

- 14 厚生年金保険・船員保険の被保険者期間(昭和36年4月以後に公的年金加入期間がある場合に限る)
- 15 共済組合の組合員期間(昭和36年4月以後に引き続いている場合に限る)

合算対象期間を証明するために必要な書類は、裏面の票をご覧ください。

**合算対象期間を証明するために必要な書類**  
～合算対象期間については、裏面をご覧ください～

項番	必要な書類
1 10	<b>海外居住期間を証明できる次のいずれかの書類</b> ・戸籍の附票 ・旅券法に規定する旅券(パスポート)の写 ・滞在国が交付した居住証明書 ・滞在国の日本領事館が交付した在留証明書
2 6	<b>学生期間を証明できる書類</b> 在籍証明書 (卒業証書は不可)
4 5	<b>昭和61年3月以前の配偶者の被用者年金の被保険者期間を証明できる次の全ての書類</b> ・配偶者の基礎年金番号がわかるもの(年金手帳、基礎年金番号通知書、年金証書等) ・婚姻期間を確認できる戸籍謄本 ・その共済組合が発行する「年金加入期間確認通知書」(共済組合の期間に該当する場合のみ)
7	<b>国会議員の期間を証明できる書類</b>
8	<b>地方議員の期間を証明できる書類</b>
9	<b>日本国籍を取得した方</b> 戸籍謄本若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書 <b>永住の許可を受けた方は次のいずれかの書類</b> ・登録原票記載事項証明書 ・旅券法に規定する旅券(パスポート)の写 ・永住許可の旨が記載された「在留資格証明書」又は「永住許可書」等
13 15	<b>共済組合の期間に該当する場合</b> その共済組合が発行する「共済期間確認通知書」

**次の期間は申請により「保険料納付済期間」又は「保険料免除期間」となります**

- 昭和61年4月1日から平成17年3月31日までの被用者年金制度の被保険者(加入者)の被扶養配偶者であった20歳～59歳の期間のうち、国民年金第3号被保険者期間として保険料納付済期間に算入されていない期間がある場合は、届出により国民年金の保険料納付済期間となります。【3号特例届出】
- 昭和36年4月1日から昭和45年3月31日までの間のうち沖縄に住所を有していた期間は、被用者年金制度の加入期間を除いて、国民年金の保険料免除期間とみなします。【沖縄の特例】  
 ※その他、厚生年金保険についても沖縄特例の取扱いがあります。
- 明治44年4月2日以降に生まれた中国残留邦人が永住帰国し、その日から引き続き1年以上本邦に住所を有している場合、帰国前の期間を国民年金の保険料免除期間とみなします。なお、保険料免除とみなされた期間は、永住帰国した日から6年を経過した日の属する月の末日までの間に追納し、保険料納付済期間とすることができます。【中国残留邦人に対する特例】

## 受給資格期間の確認について

### － 年金相談対応時における留意事項 －

年金相談において、「今のままでは、年金が受けられない!」という方については、あらゆる可能性を確認する必要があります。

# 目 次

## I 年金相談対応時における留意事項

### 1 資格期間の確認

### 2 合算対象期間の確認

### 3 受給資格を満たすための特別な期間

- (1) 沖縄の特例
- (2) 中国残留邦人
- (3) 社会保障協定
- (4) 旧令共済組合員の期間

### 4 第3号被保険者の特例

## II 参 考

国民年金法 60年改正法附則8条

(国民年金の被保険者期間等の特例)